

福井県企業版ふるさと納税マッチング業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

地方自治体が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、福井県（以下、「本県」という。）の地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある県外企業（以下、寄附見込企業という）へ働きかけ、本県とマッチングを行い、寄附を獲得することを目的とする。当該マッチング業務を行う事業者をプロポーザル（企画提案）方式により募集し、決定する。

2 業務概要

(1) 業務名

福井県企業版ふるさと納税マッチング業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 業務内容

「福井県企業版ふるさと納税マッチング業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人または共同企業体であって、それぞれ福井県企業版ふるさと納税マッチング業務の調達に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。

(1) 個人または法人

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- イ 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ウ 受審資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 福井県に事務所または事業所を有する者にあつては、全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- オ 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

（ウ）役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 共同企業体

ア (1) のアからオまでに掲げる要件の全てを満たす個人または法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

(ア) 共同企業体の目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称および所在地

(エ) 代表構成員の名称および権限

(オ) 構成員の出資割合

(カ) 各構成員の責任

(キ) 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合

(ク) 取引金融機関の名称

(ケ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

(コ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置

(サ) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

イ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表構成員であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表構成員となること。

ウ 全ての構成員が、本件提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

エ 3に定めるところにより受審資格認定申請書等を提出し、本件提案に係る受審資格を有することについて本県知事から確認を受けていること。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(1) 審査結果通知日までに、提案者が前記3参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 提出期限までに提出資料が提出されない場合

(3) 2案以上の企画提案をした場合

(4) 提出資料に虚偽の記載があった場合

(5) 著しく信義に反する行為があった場合

(6) 契約を履行することが困難と認められる場合

(7) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合

(8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(9) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

5 提出書類

(1) 受審資格認定申請に関する資料

- ア 受審資格認定申請書等（様式1～2、4） 1部
- イ 納税確認（証明書）書（写し）（3か月以内に取得したもの） 1部
 - ・福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所）
 - ・消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（その3の3）（税務署）
- ウ 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規程第11号）第146条の規定による競争入札参加資格を有していない者にあつては、
 - ・登記事項証明書（写し）【法人の場合】
 - 法務局が発行する履歴事項全部証明書、発行日が3か月以内のもの
 - ・経歴書【法人の場合】
 - 登記事項証明書に記載の役員等の経歴書
 - ・身分証明書（写し）【個人の場合】
 - 市町村が交付する破産者等でない旨の証明書、発行日が3か月以内のもの
 - ・登記されていないことの証明書（写し）【個人の場合】
 - 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書、発行日から3か月以内のもの
 - ・財務諸表
 - 直前決算のもの、貸借対照表および損益計算書
 - ただし、初回決算期が未到達の企業においては、直近時点の試算表を提出すること。

(2) 企画提案に関する資料

- ア 企画提案書の作成
 - 「福井県企業版ふるさと納税マッチング業務委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について、自社の強みを交えつつ、寄附見込企業を確実に集めるための効果的な手法について、可能な限り寄附件数、寄附金額の見込みを示すこと等により、具体的かつ簡潔に記載すること。
 - ・寄附見込企業の洗い出し、調査分析に関すること
 - ・寄附見込企業に対するアプローチおよび本県とのマッチングに関すること
 - ・寄附見込企業へのサポート体制に関すること
 - ・委託料率（ただし、上限は寄附額の20%以内（消費税別）とする。）
 - ・従事するスタッフの資格・経験・能力など、事業実施体制について
 - ・全体スケジュールについて
- イ 提出部数
 - (ア) 企画提案書（紙ベース）4部
 - (イ) (ア) の電子データ（PDF等の汎用的なフォーマットで作成されたもの）

6 提出方法等

(1) 提出方法

- 5(1)、5(2)イ(ア)については持参または配達証明付き郵便によること。
- 5(2)イ(イ)については電子メールにより、5MB程度の容量で送付すること。

(2) 提出期限

受審資格認定申請に関する資料 令和7年5月8日（木）17時まで（必着）
企画提案に関する資料 令和6年5月20日（火）17時まで（必着）
※提出期限後における資料の追加および変更は認めない。

(3) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号 7階

福井県未来創造部定住促進課

電話 0776-20-0665

電子メール teiju@pref.fukui.lg.jp

7 質問の受付および回答

(1) 本業務に関する質問事項については、令和7年5月8日（木）12時までに電子メールで文書（様式3）を提出すること（提出先：teiju@pref.fukui.lg.jp）。

(2) 質問に対する回答は、電子メールにより、すべての受審資格認定者に対して一斉に行う。ただし、軽微な質問については、口頭により回答することがある。

8 受審資格の認定結果の通知

認定結果については、令和7年5月13日（火）までに受審資格認定申請書を提出した者に電子メールで通知する。

9 契約先候補者の選定方法および選定結果の通知

(1) 選定審査の実施

- ・審査委員会において、対面またはMicrosoft Teams でのオンラインによるプレゼンテーション（説明15分以内、質疑10分を目安）を実施し、契約先候補者を選定する。
- ・プレゼンテーションでは、提出された企画提案書等に沿って説明を行うこととし、当日の追加資料は認めない。
- ・プレゼンテーションソフトの使用は可能とする。
- ・ノートPC、その他必要な備品は各自で準備すること。

(2) 委託先候補者の選定

審査は、企画提案の内容や業務遂行能力などを審査委員が総合的に評価して採点を行い、その合計点が候補者選定基準点以上の提案者を契約先候補者に選定する。

(3) 審査結果の通知

- ・審査結果については、採否にかかわらず提案者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。
- ・採用となった企画提案については、協議の上、変更する場合がある。

10 契約の締結

(1) 県は、契約先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

(2) 契約締結の予定日は令和7年6月2日（月）とする。

ただし、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- ① 委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき

- ② 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- ③ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

11 再委託

本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、福井県に協議のうえ、その承諾を得ること。

12 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。
- (2) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。

13 契約上限金額

契約金額は、1, 100, 000円（税込）を上限とする。
ただし、10の協議において、変更する場合がある。

14 問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号 7階

福井県未来創造部定住促進課ふるさと貢献グループ（担当 三輪）

電話 0776-20-0665

電子メール teiju@pref.fukui.lg.jp